

# 令和5年度 宜野座村「キラリ☆ぎの座」認定土産品 募集要項

## 1.趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの事業所や企業等が苦しい状況にありますが、アフターコロナに向けて、経済が動き出してまいりました。宜野座村では、平成30年度に観光拠点施設が新たに完成し、道の駅「ぎのざ」がリニューアルオープンしたこと、完成以前に比べ、新たな観光客の増加がみられたことから、観光客が戻りつつある今、観光振興、産業振興の好機といえます。

については、インバウンドを含めた、来村する観光客等に販売する特産品・土産品の発掘、開発により、宜野座村の魅力を発信し、地域の活性化を図ることを目的に、宜野座村のキラリと光る土産品を「キラリ☆ぎの座」として公募し、認定します。

※「キラリ☆ぎの座」とは  
宜野座村の「キラリ」と光る「もの」、「人」、「景色」などの総称です。

## 2.認証の対象

**観光客や村外の方へのお土産品が対象となります。**

### 【対象要件】

- ①長期保存が可能な商品
- ②持ち帰りが可能な「食品」「非食品」
- ③宜野座村の魅力を発信することのできる商品
- ④食品表示法の規定による食品表示、成分表示の表示、賞味期限の設定がされている加工品（食品のみ）

## 3.認定申請の対象者

認定の対象となる商品の生産・製造を行っている個人や法人で、以下の要件を満たす方が対象となります。

- ①宜野座村内に居住する（住所を有する）個人、または宜野座村商工会または宜野座村観光協会の会員、若しくは宜野座村内に事業所を有する法人組織等。
- ②営業に際して必要な許可、免許等を有するもの、または、許可、免許等を受けることが確実なものであること。
- ③公租公課を完納していること。
- ④暴力団関係組織、またはその他反社会的勢力の活動を行う団体の関係組織及びその他組織構成員等ではないこと。

#### **4.応募商品の前提要件**

応募商品については、食品表示法の規定に即していることとします。

参考資料として、下記資料を各自ご覧ください。

※参考：消費者庁食品表示法等

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/)

※認定対象商品に該当するか否かご相談したい方は、事前に観光商工課までご相談下さい。

#### **5.選定方法**

選定は1次審査（書類審査及び食品については食品表示に関する審査）および2次審査を行います。

審査は、下記の審査基準に基づき、「宜野座村「キラリ☆ぎの座」認定審査委員会」にて行い、委員会で選定された商品に対して村長が認定します。

- ①1次審査（書類審査）提出された申請書類の内容について審査します。また、食品については専門家による食品表示に関する審査を行います。
- ②2次審査商品について審査員が審査します。

#### **6.審査項目**

以下の基準により審査を行い、認定品の選定を行います。

	内容
1.品質・技術力	<ul style="list-style-type: none"><li>・品質・味が優れている</li><li>・包装・パッケージデザイン等が優れている</li><li>・包装、量、価格等について、土産品として適切であり、将来的に流通していく見込みがある</li><li>・製造技術が優れている</li><li>・受賞歴、認証等がある場合は、なお良い</li></ul>
2.商品ストーリー	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品コンセプト、ストーリーが優れている</li><li>・ネーミングは魅力であり、興味をひくものである</li><li>・宜野座村ならではの地域性、独自性、物語性、話題性がある</li></ul>
3.市場性・将来性	<ul style="list-style-type: none"><li>・市場ニーズやターゲットが明確で、可能性がある</li><li>・販路開拓、販売方法等について自助努力しており、販売拡大の可能性がある</li><li>・自社や自社商品の魅力発信を積極的に行っている</li></ul>
4.信頼性・安全性	<ul style="list-style-type: none"><li>・品質の維持・管理・向上のために体制が整っている</li><li>・商品の安全性等法律等に則し、調査・確認がされている</li></ul>
5.地域性	<ul style="list-style-type: none"><li>・宜野座村で生産された農産物、水産物等が使用、活用されている</li><li>・宜野座村の歴史または伝統的な文化や風習が活用されている</li><li>・生産、製造、販売等の過程でより多くの村内事業者が関わっている</li></ul>

## 7.募集スケジュール

	スケジュール・内容等
募集受付期間	令和5年11月22日（水）～12月15日（金）
1次審査	12月下旬
2次審査	12月下旬
表彰	宜野座村産業まつり内ステージ（1/20,21）

## 8.応募書類

- ①宜野座村「キラリ☆ぎの座」認定土産品申請書（様式第1号）
- ②宜野座村「キラリ☆ぎの座」認定土産品 申請商品概要書（別紙1）
- ③宜野座村「キラリ☆ぎの座」認定土産品に関する確認書（別紙2）
- ④宣誓書（別紙3）
- ⑤個人の場合：個人の身分証明書の写し  
団体の場合：団体規約や会員名簿等、団体を証明する書類  
法人の場合：履歴事項全部証明書の写し
- ⑥許認可賞の写し（許認可が必要な業種のみ）

## 9.認定の特典

- ①宜野座村「キラリ☆ぎの座」認定証を交付します。
- ②認定品に、宜野座村が別に定める「認定マーク：キラリ☆ぎの座ロゴマーク」を掲示することができます。  
※掲示するシールは宜野座村から、事業者の申請により進呈します。
- ③認定品は、村や村観光協会等のホームページや広報誌、パンフレット等へ掲載し、村外へ広くPRを行います。
- ④村が主催するイベントにおいて優先的に販売を行うことができます。
- ⑤道の駅「ぎのざ」にて販売することができ、村及び観光協会にてPRしていきます。

## 10.認定者の義務

- ①認定事業者は、宜野座村「キラリ☆ぎの座」認定要綱を順守すること。
- ②認定事業者は、認定品の生産・製造・販売を通して、積極的に宜野座村のイメージ向上に努めること。
- ③認定品の品質・流通・販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者が自ら責任をもって問題の解決にあたること。

## **11.留意事項**

- ①提出された申請書類は返却いたしません。
- ②申請された個人情報については、当事業の目的以外に使用いたしません。
- ③申請された商品に関する特別なノウハウや秘密事項等については、法的保護を行うなど、申請者自身の責任において対応してください。
- ④申請された商品に関して、第三者の著作権や所有権等に損害を与えたことにより生じたトラブル等については自己の責任で解決してください。
- ⑤申請及び審査に要する経費は申請者の負担となります。
- ⑥審査結果に対する個別のお問い合わせには、一切お答えできません。

## **12.申し込み方法**

必要書類一式を宜野座村観光商工課（宜野座村役場 3 階）へご提出ください。

※郵送の場合 下記、観光商工課宛にご送付ください。